

慣行の取扱いについて（協定項目18）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市章については、新市において新たに制定する。
- 2 市の花・木については、新市において新たに制定する。
- 3 市民憲章については、新市において新たに制定する。
- 4 宣言については、新市において新たに制定する。
- 5 名誉市民制度については、新市において新たに制定する。なお、現在の各町の名誉町民の処遇については新市において継承する。

平成15年12月25日提出

小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会

会長 小牛田町長 佐々木 功悦

小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	1 8 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	1 市章については、新市において新たに制定する。 2 市の花・木については、新市において新たに制定する。		

	現 況			備考
	小牛田町	涌谷町	南郷町	
1 町章	(昭和 30 年 1 月 1 日制定) 小牛田町の「小」を図案化し、形は丹頂といわれる鶴が翼を広げて飛び立つ姿を形どったもので、町の発展を意味する。 また、全体の形は円形で、住民の円満を表す。	(昭和 33 年 9 月制定) 涌谷町のワとクを図案化し涌谷町を表し町の融和を表徴したもの	(昭和 37 年 10 月 1 日制定) 南郷町の「な」を図案化したもので、円形は町の円満(平和)なる発展を意味し、上部は雄飛する鳶を形容し隆盛、飛躍する町勢を象徴する。	
2 町の花・木	花：サルビア (昭和 49 年 4 月 1 日指定) 木：ヒマラヤスギ (昭和 53 年 1 月 28 日指定)	花：さくら (昭和 60 年 3 月 11 日指定) 木：杉 (昭和 60 年 3 月 11 日指定)	花：きく (平成元年 4 月 1 日指定) 木：やなぎ (平成元年 4 月 1 日指定)	

小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	1 8 慣行の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容	3 市民憲章については、新市において新たに制定する。		

	現 況			備考
	小牛田町	涌谷町	南郷町	
3 町民憲章	<p>(昭和 53 年 1 月 28 日制定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ― 生きがいのある暮らしをめざして、楽しく働きます。 ― うつくしい緑と川の町をめざして、手をつなぎます。 ― あたたかい地域社会をめざして、いたわり、はげましあいます。 ― 住みよい町づくりをめざして、みんなの力をあわせます。 ― 平和と進歩をめざして、ともに学び、実践します。 	<p>(昭和 60 年 3 月 11 日制定)</p> <p>緑濃い箕岳山系を仰ぎ、清流江合、迫の豊かな自然に生まれ、祖先の輝かしい歴史遺産を受け継ぐ私たちは、次代に引き継ぐ明るい郷土を築くために</p> <ul style="list-style-type: none"> ― みんながすこやかに ― 温かい心のふれあいを深め ― 自然と文化を大切にし ― 活気ある産業をおこし <p>笑顔のあふれるふるさとづくりにつとめます。</p>	<p>(平成元年 7 月 1 日制定)</p> <p>わたくしたちは、鳴瀬の清流とゆたかな大地にはぐくまれた南郷の町民です。</p> <p>わたくしたちは、この町に生きることをほこりとし、みんなで力をあわせて、後世にほこれる町をつくるためこの憲章をさだめます。</p> <p>わたくしたちは</p> <ul style="list-style-type: none"> ― つねに明るく 健やかな町民になります ― とともに学び 心ゆたかな町民になります ― きまりを守り 奉仕をよろこぶ町民になります ― いつも仲よく たすけ合う町民になります ― ふるさとを愛し 夢を育てる町民になります 	

小牛田町・涌谷町・南郷町合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	18 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	4 宣言については、新市において新たに制定する。 5 名誉市民制度については、新市において新たに制定する。なお、現在の各町の名誉町民の処遇については新市において継承する。		

	現 況			備考
	小牛田町	涌谷町	南郷町	
4 宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全宣言（昭和 38 年） ・非核・平和都市宣言（昭和 59 年） ・ゆとり宣言（平成 2 年） ・米輸入自由化反対自治体宣言（平成 4 年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴走族追放に関する宣言（昭和 55 年） ・交通安全推進都市宣言（昭和 61 年） ・非核・平和の町宣言（平成 12 年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・非核・平和宣言（昭和 62 年） 	
5 名誉町民	<p>特に功績顕著なものについては、議会の議決を経て、名誉町民の栄誉を与えることができる。</p> <p>15 年 12 月 1 日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗村和夫 ・渡辺顕二 ・村上勝衛（名誉消防団長） <p>以上 3 名内現存者無し</p>	<p>町の文化の進展に寄与し、その事跡が極めて大きく町民の尊敬を受けている本町に縁の深い者を名誉町民に推挙する。 町長が議会の議決を経て推挙するものとする。</p> <p>15 年 12 月 1 日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安部卓爾 ・亘理正彦 ・菊田吉兵衛 ・中村健一 ・大平徳弘 ・本間八郎 <p>以上 6 名内現存者 3 名</p>	<p>町、社会の政治、経済、文化の興隆進展に貢献し、功績が極めて大きく町民が等しく敬愛する者に対し、その功績をたたえ、名誉町民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。 名誉町民は、町長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>15 年 12 月 1 日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田真一 ・上野 恭 ・齋田徹郎 <p>以上 3 名内現存者 1 名</p>	

先進事例

■篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

■西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

■さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

■潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新た

■あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定され

■新潟市

- (1) 市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2) 市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。
- (3) 行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。